

平成 20 年（行ウ）第 403 号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

原告 竺原 光江

被告 国

準備書面（４）

2009 年 3 月 25 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係御中

原告 竺原 光江

1. 被告の準備書面（３）における反論

被告の準備書面の 3 ページに「差止め訴訟について原告の訴えはその要件を欠いているから却下されるべきであり、国家賠償請求訴訟についても請求原因事実に関する具体的な主張立証がなく、主張自体失当である旨主旨しているところである」と記されているが、「原告適格かどうか」は、原告の準備書面（２）において説明している。「要件」が欠けているとすれば、それは具体的にどんな要件で、どの法律に基づくものなのか。また、「主張立証」においても、議事録などの証拠書類を通して立証している。「どのような理由で違うのか」を具体的に、原告の準備書面（２）の続きにおいて、説明して欲しい。

2. 「言いたいことを出し切って欲しい」という裁判官の命令について

言いたいことは準備していたが、「原告適格かどうか」に話が戻ってしまったため、言いたいことを言っても被告に無視される可能性がある。よって、「原告適格かどうか」がはっきりした時点で主張したい。今、言えることがあるとすれば、地球温暖化防止の目処が立つまで、一生かかってでも、他の人を通じてでも、裁判をやりぬく心持である。